

龍ヶ崎市告示第33号

龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月17日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民自らが考え、社会に貢献しようとして行動する活発な市民活動を促進し、市として市民活動を応援していくため、市民活動を行う団体（以下「団体」という。）に対し、予算の範囲内において市民活動サポート補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、龍ヶ崎市補助金等交付規則（平成15年龍ヶ崎市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民活動 市民の自発的な意思に基づく社会貢献に資する営利を目的としない公益性のある活動であって、別表第1の右欄に掲げる活動に該当するものをいう。
- (2) 市民 市内に在住、在勤又は在学している者をいう。

(補助金の種類及び目的)

第3条 補助金の種類は、次の各号に掲げるものとし、それぞれ当該各号に定めることを目的とする。

- (1) スタートダッシュ支援 市民が構成員を過半数以上新たに募って設立した団体の活動に係る経費を支援し、市民活動に参加する市民の裾野を広げ、当該市民活動の市民参加及び担い手づくりを促進すること。
- (2) ジャンプアップ支援 より良い市民生活の実現のため団体自らが企画及び立案し実施する公益性の高い事業に対しての補助を段階的に行うことによって、団体の市民活動の拡大、発展及び地域活性化につなげ、自主性のある市民活動と団体の自立を促すこと。

(補助対象団体)

第4条 補助金の交付の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)

は、市民活動を行うことを主たる目的とした団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 設立後、2年以上(スタートダッシュ支援を希望する団体にあつては2年未満)の団体であること。
- (2) 5人以上(スタートダッシュ支援を希望する団体にあつては3人以上)で構成され、その過半数が市民であること。
- (3) 市内に事務所等の活動拠点があり、かつ、主として市内で市民活動を行っていること(スタートダッシュ支援を希望する団体にあつては行っている又は行う見込みであること。)
- (4) 定款、会則、規約等を定めていること。
- (5) 年間の活動計画を策定していること。
- (6) 適切な会計処理が行われていること。
- (7) 龍ヶ崎市市民活動センターの設置及び管理に関する条例(平成26年龍ヶ崎市条例第22号)第2条に規定する龍ヶ崎市市民活動センターに団体登録されていること(スタートダッシュ支援を希望する団体にあつては登録されている又は団体登録する見込みであること。)
- (8) 団体に加入を希望する者は、任意にその構成員になることができる団体であること。ただし、当該者に特別な理由がある場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象団体としない。

- (1) 第9条第1項の規定により補助金の交付の申請をする時点において、当該申請を行う団体又はその代表者が市税等を滞納しているとき。
- (2) 営利を目的とした団体であるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体であるとき。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する処分を受けている団体

又はその構成員の統制下にある団体であるとき。

- (5) 政治活動及び宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体であるとき。
- (6) 公序良俗に反する団体であるとき。
- (7) スタートダッシュ支援の交付を受ける団体にあつては、団体の設立等に関し国、県その他の機関が交付する補助金等又は龍ヶ崎市が交付した補助金であつて、市長が別に定めるものを受けた団体であるとき。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)

は、別表第1の右欄に掲げる活動を行う事業であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 地域課題，社会的課題等の解決に繋がる事業
- (2) 市内で実施する事業であつて，主として市民を対象とするもの
- (3) 団体の活動の目的を達成するため適当であると市長が認めた事業
- (4) 第10条の規定により補助金の交付決定を受けた日以後に開始し，その日の属する年度内に完了する事業

2 前項の規定にかかわらず，次の各号のいずれかに該当する事業は，補助対象事業としない。

- (1) 営利を主たる目的とする事業。ただし，事業によって得られた利益を団体の構成員に分配せず，市民活動を継続するための費用に充てる場合は，この限りでない。
- (2) 特定の個人及び団体の利益のために実施する事業
- (3) 団体の構成員のみを対象とする事業
- (4) 宗教上の教義を広め，儀式行事を行い，又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (5) 政治上の主義を推進し，支持し，又はこれに反することを目的とする事業
- (6) 特定の公職の候補者，公職にある者若しくは政党を推薦し，支持し，又はこれらに反対することを目的とする事業
- (7) 法律，条例等に違反する事業
- (8) 公序良俗に反する事業

- (9) 国，県その他の機関が交付する補助金等又は龍ヶ崎市が交付する他の補助金等を受けている若しくは受ける予定の事業
- (10) その他市長が不相当と認める事業
(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は，次の各号に掲げる補助金に応じ，それぞれ当該各号に定める経費とする。

- (1) スタートダッシュ支援 団体の設立及び運営に要する経費並びに補助対象事業に直接要する経費であって，別表第2に掲げるもの
- (2) ジャンプアップ支援 補助対象事業に直接要する経費であって，別表第2に掲げるもの
(補助金の額等)

第7条 補助金の額及び補助率は，別表第3のとおりとする。
(補助対象団体の公募)

第8条 補助対象団体は，公募により募集するものとする。

- 2 市長は，前項の規定により補助対象団体を公募するときは，募集要項を定めるものとし，当該募集要項には，補助対象団体の募集期間，募集方法等を規定するものとする。
- 3 市長は，前2項の規定により補助対象団体を公募するに当たり，団体に対する支援の公平性及び事業の継続性に十分配慮するものとする。
(交付の申請)

第9条 団体の代表者(以下「申請者」という。)は，補助金の交付を受けようとするときは，龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

- (1) 事業等実施計画書(様式第2号)
- (2) 事業等収支予算書(様式第3号)
- (3) 交付申請団体調書(様式第4号)
- (4) 誓約書兼同意書(様式第5号)
- (5) 団体の定款，会則，規約その他これらに準ずるもの及び会員名簿
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の申請は，スタートダッシュ支援にあつては同一団体に対し

て1回、ジャンプアップ支援にあつては同一団体が行う同一事業に対して2回を限度とする。ただし、同一年度内における補助金の申請は、補助金の種類にかかわらず同一団体に対して1回を限度とする。

3 前項の規定にかかわらず、ジャンプアップ支援の申請は、過去にジャンプアップ支援と同種の補助金を受けた事業であつて、当該補助金を受けた回数が2回以内、かつ、当該事業を初めて実施した年度の翌年度から起算して5年以内である場合は、1回を限度とする。この場合において、別表第3の右欄に掲げるジャンプアップ支援の補助率は、1回目を適用するものとする。

4 ジャンプアップ支援は、同一団体が同一事業に関し次条に規定する補助金の交付決定を2回受けた後に、異なる事業の申請をすることができる。

(交付の決定)

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付（不交付）決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要と認めるときは、条件を付すことができる。

(変更申請等)

第11条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定を受けた事項に変更があつたとき、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、速やかに龍ヶ崎市市民活動サポート補助金事業等変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）に第9条第1項各号に掲げる書類（変更があつたものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、補助金の額に変更を伴わない軽微な変更のときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による変更申請等があつたときは、その内容を審査の上、変更等の承認の可否を決定し、龍ヶ崎市市民活動サポート補助金事業等変更（中止・廃止）承認（不承認）通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要と認めるときは、条件を付すことができる。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに龍ヶ崎市市民活動サポート補助金事業等実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業等成果書（様式第10号）
- (2) 事業等収支決算書（様式第11号）
- (3) 補助対象経費の支出額が分かる領収書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類
（補助金の額の確定）

第13条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の額を確定し、龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付額確定通知書（様式第12号）により当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により確定した額が第10条又は第11条第2項の規定により通知した交付額と相違しないときは、前項に規定する通知を省略することができる。

（補助金の交付の時期等）

第14条 補助金の交付は、前条第1項の規定により補助金の交付の額を確定した後に行うものとする。ただし、市長が必要と認めたときは、事業の開始前又は完了前であっても、その一部又は全部を交付することができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付請求書（様式第13号）により市長に請求しなければならない。

（補助金の交付決定等の取消し等）

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を求めるものとする。

- (1) 偽りその他の不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反する行為をしたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に定める事項に違反したと

き。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の一部若しくは全部を取り消すとき、又は交付した補助金を返還させるときは、龍ヶ崎市市民活動サポート補助金交付決定取消通知書兼返還命令書（様式第14号）により補助事業者に通知するものとする。

（補則）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条，第5条関係）

番号	活動
1	保健，医療又は福祉の増進を図る活動
2	社会教育の推進を図る活動
3	まちづくりの推進を図る活動
4	観光の振興を図る活動
5	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
6	学術，文化，芸術又はスポーツの振興を図る活動
7	環境の保全を図る活動
8	災害救護活動
9	地域安全活動
10	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
11	国際協力の活動
12	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
13	子どもの健全育成を図る活動
14	情報化社会の発展を図る活動
15	科学技術の振興を図る活動
16	経済活動の活性化を図る活動
17	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
18	消費者の保護を図る活動
19	前各号に掲げる活動を行う団体の運営若しくは活動に関する連絡，助言又は援助の活動

20	前各号に掲げる活動に準ずる活動として茨城県の条例で定める活動
----	--------------------------------

別表第2（第6条関係）

経費区分	補助対象経費	補助対象外経費
人件費	—	団体の構成員の人件費
報償費	講師，専門家，出演者等に対する謝礼金	1 記念品，手土産代等 2 団体の構成員に対する謝礼金
旅費	講師，専門家，出演者等の会場までの交通費	1 視察費及び宿泊費 2 参加者及び団体の構成員の交通費
食糧費	1 外部講師等の食事代 2 団体の構成員の会議等の茶菓子代	団体の構成員の食事代
需用費	消耗品費及び印刷製本費（文具，書籍，機材，資材等の購入費，ポスター，チラシ等の印刷費，看板代等）	補助対象事業以外において使用する消耗品費及び印刷製本費
役務費	1 通訳又は翻訳に係る経費 2 切手，宅配便等の通信運搬費 3 チラシ等の新聞折込等に係る経費 4 イベント開催時の損害保険料等	補助対象事業以外においてかかる火災保険料，地震保険料，車両保険料等
委託料	団体の構成員では行うことができない業務（専門的知識，技術等を要する業務）を外部に委託する費用	1 外部に委託する業務を当該受託者が当該業務を再委託する場合における委託料 2 事務所等の管理委託費

使用料及び賃借料	補助対象事業を行う会場等の使用料及び機具，機材等の借上料	1 補助対象事業以外においてかかる使用料及び借上料 2 団体が使用する施設の使用料
公有財産購入費	—	財産の取得等に係る経費
備品購入費	補助対象事業において使用する備品の購入費	1 車両の購入費 2 補助対象事業以外において使用する備品の購入費
その他の経費	その他市長が必要と認める経費	—

備考

- 1 外部講師等の食事代は，1食当たり800円（税抜き）以内とし，1日に渡る講演会を開催する場合の昼食代に限る。
- 2 団体の構成員の会議等の茶菓子代は，1人につき1回当たり200円（税抜き）以内とする。
- 3 備品購入費は，スタートダッシュ支援にあつては1つにつき3万円（税抜き）以内とし，ジャンプアップ支援にあつては合計で10万円（税抜き）以内とする。

別表第3（第7条関係）

補助金の種類	補助限度額	補助率
スタートダッシュ支援	10万円	補助対象経費の10分の9
ジャンプアップ支援	30万円	1回目 補助対象経費の10分の9 2回目 補助対象経費の10分の8

備考

補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは，その端数を切り捨てるものとする。